

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成22年7月20日(火)午後2時から

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

山口地方裁判所委員会委員

石田健一(山口県消費生活センター所長)

内山新吾(弁護士)

熊谷 茂(山口県商工会連合会総務部長)

武田康孝(山口地方検察庁次席検事)

野村和司(山口市市民安全部長)

古川行男(山口地方裁判所長)

向野 剛(山口地方裁判所判事)

村重理是(山口放送株式会社テレビ局次長兼テレビ編成部長)

吉村眞理(山口県立大学看護栄養学部准教授)

(2) オブザーバー

民事首席書記官, 刑事首席書記官, 刑事次席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) 自己紹介(野村委員, 石田委員, 古川委員)

(2) 委員長選任

古川委員が委員長に選任された。

(3) 委員長あいさつ(古川委員長)

(4) 議題「裁判員制度について」

ア 全国の裁判員裁判の実施状況等について（刑事次席書記官による基調説明）

イ 山口地裁における裁判員裁判の実施状況について（刑事次席書記官による基調説明）

ウ 「裁判員を経験された方々へのインタビュー映像」の視聴

エ 裁判員等経験者の意見等について（刑事次席書記官による基調説明）

オ 意見交換

意見交換の要旨は別紙のとおり

（５）次回の意見交換のテーマについて

「市民に利用しやすい裁判所」をテーマに意見交換を行うことになった。

（６）次回開催日の決定

平成２３年１月１７日（月）午後２時

(別紙)

「裁判員制度について」意見交換要旨

(発言者：○学識経験者委員，△弁護士委員，□検察官委員，◇裁判官委員)

- 裁判員等経験者のアンケート結果で、「選任手続期日等のお知らせの時期」が「今ぐらいでよい」という意見が大半であると説明されていたが、「今ぐらいでよい」時期とは、具体的にどの程度なのか。
- ◇ 選任手続期日等のお知らせは、裁判所にお越しいただく日のおおむね6，7週間前に到着するように送付しており，その連絡時期が適切だということだと思われる。
- 裁判員と補充裁判員の違いについて教えていただきたい。
- ◇ 補充裁判員は，裁判の途中で裁判員に差し支えが生じた際に，裁判員として選任されることになる。

通常，補充裁判員としては，公判や評議を傍聴することができるが，発言することはできない。しかし，裁判官から補充裁判員に意見を求めることはあり得るし，実際，紙に意見を書いて提出してもらおうといったことも行っている。
- 裁判員等経験者に対するインタビュー映像では，裁判員制度に肯定的な意見ばかりであったが，裁判員制度をよりよいものにするためにも，否定的な意見があるのなら，どのようなものがあるのか教えていただきたい。
- ◇ 裁判所のウェブサイトに掲載されているアンケート結果の中には，「市民の視点で裁判に関わるといった積極面があるのでは？と考えていたが，やはり基本的な知識が不足で，本当に被告の人生を左右する判断ができるのか？という不安を強く感じた。」，「裁判官の意見を先にきくと，自分の意見が変わることもあるので，先入観がない状態で意見を言える様，常に配慮して欲しい。」，「裁判官の意見をもっと聞きたかった。」といったものがある。アンケート結果は貴重な意見であることから，検察庁及び弁護士会と情報を共有するとともに，これを参

考に運用改善に努めているところである。

- 私の会社（報道機関）では、裁判員制度が開始して1年ということで、裁判員経験者の方にインタビューを行ったが、裁判員となって精神的な負担を感じたという意見や、岩国から山口まで新幹線料金が出ないといった費用面での負担、不安を感じているという話も伺った。そのような裁判員の精神的、経済的な負担を軽減することも検討していただきたい。

また、性犯罪事件を裁判員裁判の対象とすることについて問題となっているが、性犯罪事件については、裁判所としてどのように対応しているのか、また、裁判員全員が女性だった場合には選任手続をやり直すことがあるのか教えていただきたい。

- ◇ 性犯罪事件が裁判員裁判の対象となっていることや裁判員等に対する旅費の支給については、法的な制約から超えられない問題があることは御理解いただきたい。ただ、運用等による工夫は必要だと考えており、性犯罪についても、質問手続では匿名で行うなど、いろいろと配慮しているところではあるが、法律で規定されている以上、限界もあり、運用でどこまでできるか難しい問題である。

また、性犯罪事件で裁判員全員が男性のみ、あるいは女性のみとなることはあり得るが、仮にそうなった場合でも選任をやり直すことはない。男女の性差がどれだけ判決に影響があるか分からないが、これまで裁判員を務めていただいた方は、積極的に意見を出して議論をしていただいております。感覚的な意見を述べる人はいなかった。

- 確かに裁判員裁判となって検察官や弁護士の立証は分かりやすくなったと思うが、判決が出るまでの過程は従前と変わっていないのではないかと。また、評議内容が公開されていないので、どこまで裁判員の意見が判決に反映されているのかが分からない。特に、法定刑が死刑や無期の事件や、被告人が否認しているような事件については、市民感覚が判決にどのように反映しているのかを知ることで、市民感覚を裁判に反映させるという裁判員制度の導入意義を実現できるのではな

いかと思う。

- ◇ 評議では裁判員が自由闊達にいろいろな意見を出し合っており、この意見の内容が外部に漏れると、今のように自由な意見が言えなくなる恐れがあるし、そうなってしまうと裁判員裁判を行う意味がなくなってしまう。評議の秘密保持は、裁判員にいろいろな意見を出してもらうための前提条件であるということを御理解いただきたい。

裁判員は、評議に真剣に取り組み、自由な意見を出し合っている。裁判員裁判の判決は、裁判員と一生懸命に出した結論である。

- 法曹関係者の目から見て、裁判員裁判を導入した目的にどの程度近づいていると感じているのか、お聞きしたい。

また、行政では市民によるパブリック参加の機会が増えており、裁判員裁判もこれと同じ市民参加の制度の一つと思われるが、市民が裁判に参加することで、市民の意識にも何か変化があったのか、お気付きの点があれば併せてお聞きしたい。

- 我々は、裁判員制度を適切に運用していく立場として、裁判員制度の定着のために努力しているところである。そして、裁判員裁判を通じて検察官としての説明責任を果たしていくことが必要だと考えている。

また、裁判員裁判では、国民の間で治安に対する意識を共有することができるメリットがあると考えている。

- △ 裁判員裁判における弁護士活動については、裁判官や検察官と比べて厳しい評価をされていることに注目しており、大きく3つの点を改善していく必要があると考えている。

まず、弁護士活動について、これまで以上に市民に分かりやすく伝えていく工夫を行うべきである。今までのようにプロの裁判官だけでなく、一般市民である裁判員に対し、どうすれば我々が考えていることを適切に伝えられるかを考えていかないといけないと考えている。

また、弁護士は、これまで、公判を重ねる中で、検察官の主張立証を見ながら対応していたところがあるが、裁判員裁判は短い期間で集中的に審理を行い、結論を出すため、今までと同じやり方では対応できない。刑事手続は、被告人の処遇が決まる手続であり、検察官、弁護士の責任は重大である。そのため、事前に十分な準備を行うことを大切にしたいと考えているが、検察官にも収集した証拠をもっとオープンにしてもらうことで、よりの確な進行を行っていきたいと考えている。

最後に、裁判員経験者の市民感覚として、判決が出た後、被告人は今後どうなってしまうのかという疑問があると思われる。我々弁護士としても、判決が出たから終わりというのではなく、被告人の更生等、刑事制度全体を考えて、弁護活動を行っていく必要があると考えている。

なお、弁護士会として、裁判員制度をよりよいものにするためにはどうすべきか、これからも検討していかなければならないと考えている。

- ◇ 裁判員制度は十分に機能していると確信しているし、判決内容も裁判員の意見が反映されたものになっていると思われる。裁判員制度は良い制度であると思うので、是非定着させていきたい。

なお、運用で改善できる点、そうでない点は切り分ける必要はあるが、改善すべき点はまだいろいろあると思われるので、今後もより適正に市民感覚を反映するため検討を続けていきたい。

- 裁判員等の旅費は、法律に基づいて支払われているため、例えば東京でも新幹線料金が出る区間と出ない区間がある。これは法律上の問題であり、運用面で直ちに改善することが難しいことは御承知いただきたい。
- 商工会の会員は約7700人程度であるが、ほとんどが中小の零細企業で、うち半数は従業員を抱えていないし、また、専従者がいるところでも、実際は会員自らが主体で事業を行っているところがほとんどである。そのような者が裁判員に選ばれたら、その間会社を休業しないといけないので、会社に悪影響が出る恐

れがある。先ほど、出席しないと罰則があると言われたが、裁判員を辞退することはできないものだろうか。

- ◇ 選任手続期日等のお知らせは、裁判所にお越しいただく日の大体6, 7週間前に送付しているが、裁判員になることに差し支えがあれば、その詳しい事情を書いて裁判所に提出していただきたい。その上で、法的に「辞退」が認められるかどうかを適切に判断させていただく。
- 選任手続期日について、出席を求めた人数と実際に出席した人数を比較すると、ほとんどの事件で欠席者は2, 3人しかいないようだが、6号事件では41人を呼び出して実際に出席したのが31人と、欠席者が他に比べて多かったのは何か理由があるのか。
- ◇ 選任手続期日への出席が少なかった事件は、連休明けに裁判を行ったことが影響したのかもしれないが、正確なところは不明である。
- 裁判員及び補充裁判員に選ばれるのは9人程度なのに、そのために30人以上の人に裁判所に来てもらうのは、多すぎるように思われる。
- ◇ 事件によって出席率にばらつきがあり、裁判員等の人数を確保するためには、どれだけの人を呼び出せばよいのかといった数がいまだ読めない状況にある。もちろん裁判所としても、呼び出す人数をできるだけ少なくするため、統計を取ったりしているが、事件ごとにばらつきがあるし、山口県は、下関と岩国にそれぞれ県の人口の3分の1が集中しているため、何か起こると遠方の方は裁判所まで来ていただけないという地域性も影響してくるところである。ただし、御指摘はごもっともであり、裁判所でも呼出人数を絞るための方策を検討しているところである。
- 事件が起訴されてから判決が出るまでは、おおむね3か月から1年程度とばらつきがあるようだが、事件の内容によって審理の期間が異なることは想像できるとしても、やはり起訴から判決までに時間がかかるのは、問題があるように思われるので、裁判のスピード化を検討した方がよいのではないか。

- ◇ 審理期間については、まさに事件によるということに尽きる。いわゆる自白事件については、一般的に早期に審理することが見込めるが、被告人が否認しているような事件については、争点の整理に非常に時間がかかってしまう。ただ、そうはいつでも、起訴から判決までに1年近くかかることは、市民の目から見ると「長い」ということは承知している。幸い、山口地裁では、現時点では迅速な審理が実現できていると考えているが、より迅速な審理を実現するためにどうすべきかといったことも今後の課題として考えている。
- 裁判員と裁判官が多数決で結論を出すに当たり、裁判官が、例えばこの犯罪にはこのような過去の判例がありますよ、などといった裁判員に対する誘導的なことをすることはないのだろうか。また、そのような誘導はしていないということを明らかにするため、何かアイデアを出す必要があるのではないか。
- ◇ 裁判官から誘導等があった場合、記者会見やアンケートの中で指摘されて明らかになることから、誘導等が行われていないことはそれらによって担保されていると言えるのではないか。
- 法教育という観点から、小、中学生に裁判所を見学してもらうことが効果的ではないかと思うが、そのような取組は行っているのか。

(事務局)

山口地裁では、毎月1回、定期の裁判所見学ツアーを実施しているが、それ以外でも小、中学校から社会科見学の一環として生徒の職場体験等の申込みがあれば、随時、要望を踏まえた上で見学メニューを企画し、多くの生徒に見学してもらっている。また、5月には「夜の裁判所見学ツアー」と称して午後6時から裁判所の見学会を実施したが、この際にも保護者同伴の上で小、中学生に裁判所を見学してもらったところである。